

第 1 1 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年5月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（23名）

1 番 岡 田 幸 一	3 番 笹 沼 恭 一	4 番 市 村 正 司
5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広	7 番 小松崎 陽 子
8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘	10 番 皆 川 晃
11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄	13 番 軍 地 美 代
14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕
17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己
20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一
23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基	

欠席委員（1名）

2 番 松 橋 裕 子

事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 岩 間 雅 徳
次 長 補 佐 海 野 尚 史	農 地 係 長 谷 津 知 一
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係 野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 保留分の再審議について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認について
- 議案第6号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第8号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第9号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第7号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日出席予定の方全員おそろいですので、会長、よろしくをお願いします。

会 長 皆さんに御報告があります。

安委員が全農の契約栽培米多収コンテストで優秀賞を受賞されたということで、誠におめでとうございます。

そういう中で、本日は聞くところによりますと田植の真っ最中という方も何人もおられるようで、スピーディーに審議を進めたいと思います。

また、始まる前に皆様方に報告をしなければいけないのは、来月予定していた北海道研修は事情により中止となりました。それにしがいまして、事務局で案内を出したのですが、多分まだ届いていないと思います。それについては、総会と協議会が終わってから、局長から説明があると思います。そういうことでよろしくお願ひしたいと
思います。

議 長 それでは、ただいまから第11回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は23名、欠席委員は1名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

21番、今関征一委員、22番、浅井紘一委員、よろしくお願いします。

それでは、まず、議案の取下げがありますので、事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第11回水戸市農業委員会総会（取下）と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は、議案書の8ページになります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第10項になります。
令和6年5月10日に申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。
説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。
お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が17件、農地法第4条の審議案件が5件、農地法第5条の審議案件が37件、相続税の納税猶予に係る適格証明願が1件、土地現況証明が1件でございます。

報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が13件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が26件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届が1件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして112件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を10番の皆川晃委員にお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議
よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、契約内容は死因贈与であります。受人は、亡父から農地を受贈し耕作を引き継ぐため、申請地を受贈し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

続いて，第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項及び第6項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項，第6項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第1項の契約内容は売買，第2項の契約内容は贈与であります。受人は，経営規模拡大のため，申請地を譲り受けまたは受贈し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番，今関です。

この両件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番，飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第32項は関連がありますので，併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局 第10項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第32項でございますが，営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので，まとめ

てご説明いたします。

第10項でございますが、契約内容は、賃貸借による区分地上権の設定でございます。
議案書の13ページ下から2段目をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第32項の説明でございますが、契約内容は、使用賃貸借による区分地上権の設定でございます。

申請人は、令和3年6月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、一時転用期間の更新に合わせ事業を引き継ぎ、営農型太陽光発電施設を継続して設置するため区分地上権を設定したい旨の一時転用申請でございます。太陽光発電パネルの下部で栽培されている作物は榊でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により一時転用として設置できるものとなっております。なお、一時転用期間は3年でございます。期間満了後の再許可につきましては、それまでの転用期間において営農型太陽光発電設備の下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとされております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討の結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第33項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局 第11項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可について第33項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめて説明いたします。

第11項でございますが、契約内容は、賃貸借による区分地上権の設定でございます。

議案書の13ページの一番下をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第33項の説明ですが、契約内容は、使用貸借による区分地上権の設定でございます。

申請人は、令和3年6月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、一時転用期間の更新に合わせ事業を引き継ぎ、営農型太陽光発電施設を継続して設置するため区分地上権を設定したい旨の一時転用申請でございます。太陽光発電パネルの下部で栽培されている作物は榊でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により一時転用として設置できるものとなっております。なお、一時転用期間は3年でございます。期間満了後の再許可につきましては、それまでの転用期間において営農型太陽光発電設備の下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとされております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討の結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項及び第14項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項，第14項は関連がありますので，併せてご説明いたします。第13項，第14項ともに，契約内容は売買であります。受人は，経営規模拡大のため，申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番，岡田です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思われますので，皆様のご審議をよ
ろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1 番，岡田です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。

まず，第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第 1 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしますが，3,000 平米以上なので県農業会議に諮問いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第 2 項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えて

の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番，今関です。

この件に関しまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、県庁を中心として住宅等が連担して建ち並び、県庁を中心とする半径1キロメートル以内の区域は、宅地の面積の割合が40パーセントを超えるため、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議お願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や高速道路に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、議案発送時には建築指導課に開発許可の申請がありませんでしたが、開発許可の申請がされ、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願

ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。なお、この受人というのは、先月、太陽光発電の説明をしてくださった業者で、近隣の農地にも迷惑をあまりかけないようにかなりマッチングがとれたと思います。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地

や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関し、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのごことでございます。異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しましても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、JR水郡線の常陸青柳駅から300メートル以内にある農地であることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関し調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は、議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第27項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第27項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第28項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第28項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。
なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ておりま
す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第29項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第29項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申

請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と
思料されます。

なお、一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第30項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第30項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地
改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第
33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請
があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第31項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第31項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第34項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第34項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第35項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第35項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われれます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。
この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第36項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第36項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われれます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。
この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第37項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第37項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第38項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第38項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 この案件も調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 保留分の再審議についてを上程します。

第1項、第2項及び第3項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項、第2項及び第3項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

農地法第3条の規定による許可についてでございます。

第1項でございますが、契約内容は、使用貸借でございます。借人は、営農型太陽光発電設備のある農地を借り受けて耕作したい旨の申請でございます。今まで利用権にて耕作しておりましたが、更新に合わせて3条の手続での申請になっております。

第2項でございますが、令和3年2月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、継続して設置するために区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、農地法第5条の規定による許可についてでございます。

第3項でございますが、契約内容は、賃貸借による区分地上権の設定でございます。賃借人は、令和3年2月に許可を得て再生可能エネルギーの固定価格買取制度により営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、引き続き設置したい旨の申請でございます。

営農者の作付作物は榊でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、一時転用として設置できるものとなっております。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

前回保留した案件でございますが、調査検討した結果、現地の営農状況の改善が見

られ、苗の補植等も緊急に行うということですので、法令に照らし許可相当だと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案の説明の前に相続税の納税猶予について説明をさせていただきます。

相続税の納税猶予の制度は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続した者が農業を継続する場合、または相続した農地を農業経営基盤強化促進法、いわゆる利用権の設定により貸し付ける場合、相続人が農地として利用し続けるために相続人に課税される相続税の納税が猶予される制度です。

相続税の納税猶予の免除につきましては、市街化区域と市街化調整区域では条件が異なります。

まず、市街化区域の場合、相続した農地を今後20年間農地として相続人自らが耕作することにより、相続税が免除されます。

一方、市街化調整区域につきましては、農地として利用する期間は終身継続となり、そのことにより納税が免除されることとなります。また、適用を受けるには相続発生時から10か月以内に申告せねばならないとされております。

それでは、第1項について説明いたします。

相続人は被相続人から農地を相続し、現在農地として利用されており、納税猶予を受けるため、今回相続人から適格者であることの証明願が提出されたものでございます。なお、願出の土地は市街化区域の農地が989平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いい

たします。

議 長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、適格者と決定いたします。

次に、議案第6号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第6号についてご説明いたします。

資料は別紙1をご覧ください。

土地現況証明願に対する承認についてでございますが、第1項、下国井町の畑72平方メートルの土地について現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることが確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

説明の前に、今回から議案の順番を変更しておりますのでご了承ください。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書（案）の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が4万8,088平方メートル、畑が5万9,875平方メートル、設定者38名、取得者20名、利用権設定日は令和6年5月20日または令和6年6月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 それでは、お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（一括方式）（案）の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積4万5,441平方メートル、畑が設定面積2万1,282平方メートル、設定者23名、取得者23名でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年7月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第8号につきましては、説明は以上でございます。

議長 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第9号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙4をご覧ください。

それでは、議案第9号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（再転貸）（案）の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積2万6,620平方メートル、畑が設定面積1万833平方メートル、設定者2名、取得者8名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年7月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第9号につきましては、説明は以上でございます。

議長 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、意見なしで回答をすることに決定いたします。

ここで、担当課は退席します。

(事業担当課退席)

議 長 次に、報告事項について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第11回総会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分